

「犯罪被害者のための施策を研究する会」の中間取りまとめについて

1 中間取りまとめに至る経緯

研究会は、H15.9 から 11 回にわたり開催され、被害者等からのヒアリング、外国制度の研究等を行いつつ、調査・研究を実施

様々な施策につき、法律的観点から、その制度化を図る場合の利害得失を多角的に検討するとともに、今後の企画・立案の際に検討すべき課題や参考とすべき視点を幅広く提示

想定した施策について一通りの議論を終えたこと、犯罪被害者等基本法の制定等の状況の変化により、新たな観点も含めて更なる調査・検討の継続も予想されること等を踏まえ、現段階で、収集した資料及びこれまでの議論を整理し、広く公表することが適当

2 中間取りまとめの概要

〔第1章～第5章〕

- ・ 現行制度の運用状況についての統計資料、ヒアリングの結果の整理、被害者からのアンケート結果の整理、関連する外国制度の概要 等

〔第6章「研究会で示された意見の概要」〕

被害者の刑事手続への関与の拡充

- ・ 公訴参加（ドイツ型）、質問、在廷、上訴決定への関与等を検討
- ・ 質問、在廷については、現行の訴訟構造の枠内で構想し得るモデルに基づく検討等を踏まえ、制度化に際し解決すべき具体的な課題等を、公訴参加の導入等については、刑事訴訟の基本構造にかかわる検討課題を提示

刑事手続を利用した被害の回復

- ・ 附帯私訴、賠償命令、和解・調停モデル、犯罪被害財産の没収禁止の見直し、被害回復等を理由とする刑の減免等を検討
- ・ 犯罪被害財産の没収禁止の見直しについては、制度化の方向性や解決すべき課題等を、和解・調停モデルについては、制度化の検討に際しての考慮事項等を、附帯私訴・賠償命令の導入については、民事訴訟・刑事訴訟の基本構造にかかわる検討課題を提示

その他

- ・ 公判手続における被害者情報の取扱い、公判記録の閲覧・謄写の許容範囲等について検討
- ・ 研究会における調査・研究の内容は、犯罪被害者等基本法の定める施策の方向性と基本的な認識において同様であると考えられ、基本的施策を今後具体的に企画・立案するに当たっては、本研究の成果を活用しつつ、更に検討を深めるべきと指摘

（注）犯罪被害者等基本法は、刑事に関する基本的施策として、刑事手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（18条）、損害賠償請求につき刑事手続との有機的な連携を図る制度の拡充等（12条）、刑事事件の捜査・公判の過程における名誉や生活の平穏等への配慮等（19条）を規定している。

犯罪被害者のための施策に関する調査・研究
(中間取りまとめ)

平成16年12月
犯罪被害者のための施策を研究する会

犯罪被害者のための施策に関する調査・研究
(中間取りまとめ)

目次

第1章	研究会の設置及び調査・研究の経過	1
第1	法務省等におけるこれまでの被害者対策	1
第2	研究会の設置に至る経過	4
第3	研究会の目的・構成	4
第4	研究会における調査・研究の経過	5
第5	犯罪被害者等基本法について	6
第2章	被害者の保護・支援を図るための制度の運用状況	7
第1	犯罪被害者保護二法により創設された制度	7
第2	刑事和解制度	8
第3	被害者等通知制度	9
第3章	関係者からのヒアリング	10
第1	ヒアリングの概要	10
第2	ヒアリングにおける主要な意見・要望	11
第4章	被害者に対するアンケート調査	15
第1	調査の目的	15
第2	調査方法	15
第3	回収総数・回収率	15
第4	アンケート調査結果の概要	15
第5章	諸外国における被害者保護に関する制度の概要	20
第1	米国(連邦)	20
第2	連合王国(イングランド及びウェールズ)	21
第3	ドイツ	22
第4	フランス	24
第6章	研究会で示された意見の概要	25
第1	被害者の刑事手続への関与の拡充	25
第2	刑事手続を利用した被害の回復	29
第3	その他	33

第1章 研究会の設置及び調査・研究の経過

犯罪被害者のための施策を研究する会(以下「研究会」という。)では、平成15年9月から、現行制度に加えて更にどのような形で被害者の保護・支援の充実を図ることができるかについて、今後の施策検討に役立てるため、幅広い観点から調査・研究を行ってきたが、諸外国の制度や被害者の方々の要望等に照らし、刑事裁判手続に関連し、法整備を要する施策で、当面検討すべきものについては、一通りの議論を終えたことに加え、犯罪被害者等基本法が成立し、新たな推進体制の下で、被害者のための施策が総合的かつ計画的に推進されることとなったので、中間的なものではあるが、この段階において、これまでに研究会において収集した資料や行った議論を整理し、公表することとした。

本章では、我が国における被害者の保護・支援の沿革を概観しつつ、研究会の設置及び調査・研究の経過等について述べることとする。

第1 法務省等におけるこれまでの被害者対策

被害者の保護に関連する法整備としては、まず、昭和33年に行われた刑法の一部を改正する法律による証人威迫罪(刑法105条の2)の新設及び刑事訴訟法の一部を改正する法律による証人尋問中の被告人の退席・退廷規定の新設(刑訴法281条の2,304条の2)が挙げられる。これらは、証人等に対する威迫・脅迫等から証人等を保護しようとするものであったが、被害者が証人として刑事手続に関与する場合には、その保護にも資するものであった。

被害者の保護・支援を直接の目的として行われた法整備は、昭和49年8月に発生した三菱重工ビル爆破事件^{*1}を契機とする。当時、テロ事件や通り魔事件などいわれの無い犯罪の被害に遭った者に対する救済措置が存在しなかったことから、被害者や遺族に対する国による救済を求める世論が高まり、これを受けて昭和55年に犯罪被害者等給付金支給法が制定された。同法により、人の生命又は身体を害する犯罪行為により、不慮の死を遂げた者の遺族又は重障害を受けた者に対し、国が犯罪被害者等給付金を支給する犯罪被害給付制度が導入され、平成13年には重傷病給付金の創設など同制度の拡充が行われた。同制度は警察庁により運用されている。

平成に入ると、犯罪被害給付制度創設10周年を機に、被害者の実態調査・研究や、民間の被害者支援の組織化が進んだ。他方、松本サリン事件、地下鉄サリン事件等の凶悪重大事犯において、被害者の受けた身体的、精神的及び経

*1 昭和49年8月30日発生。死者8名、負傷者約380名の惨事となった。

済的打撃の深刻さが社会の関心を集め、その救済には広範な施策が必要であることが次第に認識されるようになり、被害者に対する保護・支援活動が全国的な広がりを見せるようになった。

警察庁では、平成 8 年 2 月に、被害者対策に関する基本的事項を取りまとめた被害者対策要綱が策定され、平成 11 年 6 月には、犯罪捜査規範が改正され、被害者の保護・支援に関する規定が設けられた。

また、被害者の保護・支援のための施策は多岐の分野にわたることから、平成 11 年、被害者対策に係る問題について、関係省庁の密接な連携を確保し、政府として必要な対応を検討するため、内閣に「犯罪被害者対策関係省庁連絡会議」が設置された。

もとより被害者及びその遺族の方々の苦痛、悲嘆、怒り等を真しに受け止め、その立場に配慮し、保護・支援を図るべきことは、刑事司法の重要な責務である。法務省においても、以上のような動向を踏まえ、被害者の保護・支援のための法整備や運用上の措置の充実が図られてきた。

1 証人保護のための法整備

平成 11 年に制定されたいわゆる組織犯罪対策三法のうち、刑事訴訟法の一部を改正する法律においては、証人尋問において、証人等の身体・財産に害を加え、又はこれらの者を畏怖・困惑させる行為がなされるおそれがある場合の尋問制限(刑訴法 295 条 2 項)、証拠開示の際の証人等の身体・財産への加害行為等の防止のための配慮(同法 299 条の 2)が新設された。これらの規定は、証人等に危害が加えられること等を未然に防止するためのものであるが、被害者が証人として刑事手続に関与する場合には、その保護にも資するものであった。

2 被害者保護・支援のための法整備

平成 12 年 5 月のいわゆる犯罪被害者保護二法^{*1}と、同年 12 月の少年法の一部改正により、包括的に法整備が行われた。

犯罪被害者保護二法においては、まず、刑事手続に関与する被害者に係る措置として、性犯罪等の被害者が公開の法廷で被告人等の面前で証人尋問を受けることにより精神的な苦痛を受け、いわゆる二次被害に遭うことがあることなどから、証人への付添い(刑訴法 157 条の 2)、遮へい措置(同法 157 条の 3)及びビデオリンク方式による証人尋問の制度(同法 157 条の 4)が導入されるとともに、強姦罪等については、精神的ショックのため短期間では

*1 第 147 回国会において成立した「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」及び「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」(本文では「犯罪被害者保護法」と略記)

告訴の意思決定が困難な場合があることに配慮し、強姦罪等の親告罪の告訴期間が撤廃された。また、被害者の意見陳述制度(同法 292 条の 2)が導入され、公判廷で被告事件について意見を述べたいと希望する被害者等については、直接、公判廷で被害に関する心情その他の意見を陳述することができるようになった。さらに、被害者が死亡した場合の検察審査会への申立権者の範囲が被害者の遺族に拡大され(検察審査会法 30 条等)、犯罪被害者等が優先的に公判手続を傍聴できるよう裁判長が配慮することとされた(犯罪被害者保護法 2 条)。次に、被害者が被った被害の回復に資する措置としては、被害者等に対する公判記録の閲覧・謄写が認められ(同法 3 条)、また、被告人と被害者の間における民事上の争いについて成立した合意を公判調書に記載することにより、強制執行を可能とする刑事訴訟手続における和解の制度(同法 4 条。以下「刑事和解」という。)が設けられた。

少年法の一部改正においても、少年保護事件において、被害者の申出によりその意見を聴取すること(少年法 9 条の 2)、被害者等に対し、少年審判の結果等を通知すること(同法 31 条の 2)、被害者等に対し、少年の健全育成等に対する影響を考慮した上、非行事実に係る記録の閲覧・謄写を認めること(同法 5 条の 2)等を内容とする法整備が行われた。

3 運用上の施策

運用上の施策としては、まず、平成 11 年 4 月から、検察庁における事件の処理結果、公判期日、刑事裁判の結果などを検察庁から通知する全国統一の被害者等通知制度^{*1}が実施されたほか、平成 13 年 3 月から出所情報の通知が実施^{*2}されるなど、各種情報の通知制度の拡充が図られている。

さらに、全国の検察庁に、平成 11 年 10 月から被害者支援員が配置され、被害者に対する相談及び各種情報提供、法廷への案内・付添いなどが行われるとともに、平成 12 年 4 月から被害者ホットラインが設置され、被害者が電話やファックスで被害相談などを行えるようになった。

また、不起訴記録の開示については、被害者が損害賠償請求権等を行わせるため必要な場合には、証拠の性質や代替性の有無等を考慮しつつ開示に

*1 平成 11 年 2 月 9 日刑事局長依命通達「被害者等通知制度実施要領について」。平成 3 年に福岡地検が導入したのをきっかけに各地検が導入を進めていた被害者等に対する事件の処分結果等を通知する制度を、全国統一の制度とした。

*2 平成 13 年 3 月 1 日、被害者等に対する受刑者等の釈放に関する通知制度を導入し、さらに同年 10 月 1 日、被害者等の保護(再被害防止)を図るための受刑者等の釈放予定に関する通知制度を導入した。

応ずるなど弾力的な運用を行うこととされた^{*1}。

このほか、検察庁の職員に対する被害者やその遺族の心情・立場に対する理解の増進に資するための各種研修の実施，社団法人被害者支援都民センターへの検事の派遣など，所要の施策が講ぜられてきた。

第2 研究会の設置に至る経過

これらの法整備や施策は，利用件数が増加するなど一定の成果を挙げているものの，その後も被害者に対する保護・支援を求める声は高まりを見せ，平成15年7月，全国犯罪被害者の会から，刑事司法が犯罪被害者等のために存在するという理念の明確化及びそのための具体的な法整備を求める要望が小泉内閣総理大臣に寄せられるとともに，要望書及び39万人余の署名簿が当時の森山法務大臣に提出された。研究会は，同法務大臣から，現行制度に加えて更にもどのような形で被害者の保護・支援の充実を図ることができるかについて，調査研究するように関係部局に指示があったことを受けて，同年9月，法務総合研究所に設置されたものである。

第3 研究会の目的・構成

1 目的

研究会は，関係者からのヒアリングや海外法制の研究等を通じて，幅広い観点から，更なる被害者に対する保護・支援の在り方について，調査・研究を行い，今後の施策検討に役立てることを目的とする。

2 構成

研究会の構成は，刑法，刑事訴訟法，民事訴訟法，被害者学等を専門とする学者，オブザーバーとして，警察庁及び最高裁判所の担当官及び法務省の法務総合研究所，刑事局，民事局，矯正局及び保護局の担当官であり，具体的には次のとおりである。

(学者)

今井猛嘉（法政大学）教授
上原敏夫（一橋大学）教授
大澤 裕（名古屋大学）教授
奥村正雄（同志社大学）教授
川本哲郎（京都産業大学）教授
佐伯仁志（東京大学）教授

*1 平成12年2月4日付け法務省刑総第128号「被害者等に対する不起訴事件記録の開示について(回答)」。なお，平成16年5月31日付け法務省刑総第627号「民事裁判所からの不起訴事件記録の文書送付嘱託等について(回答)」は，供述調書を開示し得る場合について，更に具体的な指針を示している。

堀江慎司（京都大学）助教授
松尾浩也（法務省）特別顧問
山本和彦（一橋大学）教授
（オブザーバー）
警察庁，最高裁判所
（法務省）
法務総合研究所，刑事局，民事局，矯正局，保護局

第4 研究会における調査・研究の経過

研究会は，平成15年9月17日から平成16年12月3日まで11回にわたり開催され，幅広い観点から，更なる被害者に対する保護・支援の在り方について，調査・研究を行った。

まず被害者の保護・支援に関する制度の概要と運用の実情を把握するため，法務当局から説明及び資料の提出を受けた（第2章参照）。

次に，被害者の置かれた実情及び要望についての理解を深めるため，被害者，その遺族及び被害者の保護・支援について知見のある方々からヒアリングを行った（第3章参照）。

また，被害者の保護・支援に関する法律上及び運用上の制度を実際に利用した被害者の方々から，その制度についての評価・要望を把握するとともに，刑事手続に対する被害者の意識等についても調査する必要があることから，検察庁の協力を得て，アンケート調査を実施し，その結果を分析した（第4章参照）。

他方，諸外国には，被害者が訴訟当事者として刑事手続に関与する公訴参加，刑事手続を利用して被害の回復を図る附帯私訴や賠償命令など，我が国にはない制度があり，これらの外国法制に関する調査・研究を行った（第5章参照）。

また，研究会においては，矯正施設における「被害者の視点を取り入れた教育」等刑事司法に関連する施策や関係機関等の動向についても説明がなされた。

研究会では，これらを踏まえ，上記の諸外国の制度と同様の制度を我が国に導入するとした場合に検討課題となる事項，現行の刑事訴訟の基本構造を維持しつつ被害者の意見・要望にこたえる新たな法整備として考え得る施策等について幅広い観点から調査・研究を重ねてきた（第6章参照）。すなわち，研究会は，特定の意見や利害を調整して個別の政策を決定する場ではなく，あり得る政策の選択肢につき，法律的観点からその利害得失を多角的に検討する場として設けられたものであり，また，法整備について寄せられた意見・要望が被害者の刑事手続への関与の拡充に関するもの，刑事手続を利用した被害の回復に関するもの及びその他に大別されたことから，これらを当面の課題として調査・研究を重ねてきたものである。

第5 犯罪被害者等基本法について

平成16年12月1日、議員立法により犯罪被害者等基本法が成立し、公布の日（同月8日）から起算して6か月を超えない範囲内で政令で定める日から施行される。

同法は、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とし、犯罪被害者等のための施策の基本理念と各種の基本的施策を定めた。

基本的施策のうち、刑事司法に関連するものとしては、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求について、その被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等（同法12条）、刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（同法18条）、捜査、公判等の過程における名誉、生活の平穏等への配慮（同法19条）等が規定されている。

今後、内閣府に設置される犯罪被害者等施策推進会議において犯罪被害者等基本計画の案が策定され、閣議決定された同基本計画に基づき、国、地方公共団体その他の関係機関等が連携して犯罪被害者等のための施策を推進することとなる。

第2章 被害者の保護・支援を図るための制度の運用状況

第1 犯罪被害者保護二法により創設された制度

平成12年5月に成立したいわゆる犯罪被害者保護二法により創設された証人尋問の際の証人への付添い(刑訴法157条の2)、証人尋問の際の証人の遮へい(同法157条の3)、ビデオリンク方式による証人尋問(同法157条の4)、被害者等の意見陳述(同法292条の2第1項)、意見陳述に代わる書面の提出(同法7項)、公判記録の閲覧・謄写(犯罪被害者保護法3条)及び刑事和解(同法4条)の各制度につき、平成13年から同15年までの運用状況を調査した結果は、以下のとおりである。

各制度の利用件数は、おおむね増加する傾向にある。

犯罪被害者保護二法により創設された制度の運用状況

	平成13年	平成14年	平成15年	合計
付添い	38	68	51	157
遮へい	847	912	1,062	2,821
ビデオリンク	67	122	136	325
意見陳述	232	457	585	1,274
意見陳述に代わる 書面の提出	58	110	144	312
閲覧・謄写	473	681	753	1,907
刑事和解	55	60	54	169

(注) 平成13年のビデオリンクの数値は、6月から12月までのものである。

第2 刑事和解制度

平成12年11月から同15年7月までに、全国の裁判所において行われた刑事和解の利用状況について調査した結果は、次のとおりである。

罪名分類	件数 (割合) (%)	和解金額 平均 (円)	既払額 平均 (円)	被告人に保 証人が付い た件数	被害者に代 理人が付い た件数	宥恕等 をした 件数
殺人・傷害 致死	6 (3.8)	19,470,559	3,800,000	2	3	1
傷害・殺人 未遂	35 (22.0)	7,682,414	1,295,904	10	22	11
強姦・強制 わいせつ等	12 (7.5)	914,417	523,700	3	7	0
業務上過失 致死傷	15 (9.4)	17,372,916	6,186,053	6	8	5
財産犯	85 (53.5)	7,841,989	2,209,332	30	32	21
その他の罪	6 (3.8)	6,281,912	760,000	4	3	2
合計	159 (1000)	9,927,368	2,462,498	55	75	40

(注1) 「和解金額平均」とは、和解条項中の強制執行可能な金額(既に支払われたことが判決書等で確認された金額を除く。)の平均額である。

(注2) 「既払額平均」とは、既に支払われたことが判決書等で確認された金額(家族等から支払われた額を含む。)の平均額である。

被告人に保証人が付いた件数は、55件で全体の34.6%であり、被告人や保証人の不動産に抵当権を設定した例も2件ある。

また、強姦・強制わいせつ等12件のうち5件については、つきまといの禁止等が合意内容に含まれている。

第3 被害者等通知制度

平成11年4月1日から、検察庁における事件の処理結果、公判期日、刑事裁判の結果等を検察庁から通知する全国統一の被害者等通知制度が実施され、また、平成13年3月1日からは、被害者等通知制度の一環として、被害者等に対し、受刑者の仮出獄又は自由刑の執行終了による釈放及びその年月日等(出所情報)を通知する制度が実施された。さらに、同年10月1日からは、被害者等の保護(再被害防止)を図るため、受刑者等の釈放前にその予定時期等を被害者に通知する制度が実施された。

これら制度の運用状況を調査した結果は、以下のとおりである。

いずれも、利用者数は、おおむね増加の傾向にある。

1 被害者等通知制度による通知

	通知希望者数	通知件数
平成11年	20,176	33,544
平成12年	37,510	67,766
平成13年	40,786	78,135 (203)
平成14年	47,690	79,927 (1,054)
平成15年	44,442	79,454 (1,382)
合計	190,604	338,826 (2,639)

(注1) 同一の希望者に対して二つの内容を通知した場合(例えば、事件の処理結果と公判期日)、通知希望者数は1名、通知件数は2件として計上した。

(注2) 括弧内は、出所情報の通知件数である。

(注3) 平成11年の数値は、5月から12月までのもの、平成13年の数値のうち、出所情報の通知件数は、3月から12月までのものである。

2 再被害防止を図るための釈放予定情報等通知制度による通知

	通知希望者数	通知件数
平成13年	131	40
平成14年	264	147
平成15年	344	315
合計	739	502

(注1) 平成13年の数値は、10月から12月までのものである。

第3章 関係者からのヒアリング

第1 ヒアリングの概要

研究会においては、次の方々からヒアリングを行った。

1 井上保孝・郁美氏(交通事件被害者・遺族)

平成11年11月に発生した東名高速自動車道における酒酔い運転の大型トラックによる追突・炎上事故により、御自身が重傷を負うとともに、2児を亡くされた被害者・遺族であり、その後、飲酒運転や交通事故の撲滅のために精力的に活動されている。

刑事・民事の裁判を経験した被害者・遺族の立場から、捜査手続における警察官及び検察官の対応、検察官の求刑、裁判所の判決等刑事裁判手続に關与して感じた点、刑事裁判と民事裁判の比較等について発言がなされた。

2 長戸雅子氏(産経新聞記者)

ドイツ・ミュンヘンに滞在し、参審制度の調査のほか、被害者のための施策に關し、数多くの裁判を傍聴し、裁判官、弁護士、当事者等にインタビューするなどしてドイツにおける公訴参加制度(ネーベンクラゲ〔Nebenklage〕)の実情を調査し、その成果を記事にされた。

ドイツで傍聴した事例を紹介しつつ、公訴参加制度の手続、同制度に対するドイツ法曹の評価等について発言がなされた。

3 岡村勲氏(全国犯罪被害者の会)

平成9年に発生した殺人事件により夫人を亡くされた遺族であり、全国犯罪被害者の会(あすの会)の代表幹事として、被害者の保護・支援のために尽力されている。

遺族の立場及び全国犯罪被害者の会の立場から、刑事司法が国民の信頼を得る必要性、現行の被害者保護施策に対する評価、公訴参加や附帯私訴等の導入の必要性、全国犯罪被害者の会が行った海外法制の調査等について発言がなされた。

4 高井康行氏(日本弁護士連合会)

日本弁護士連合会の犯罪被害者支援委員会において、被害者の保護・支援のために活躍されている。

弁護士の立場から、現在の刑事司法の現状と課題、被害者の保護・支援のために今後検討されるべき施策等について発言がなされた。

5 大久保恵美子氏(被害者支援都民センター)

平成10年10月に発生した酒酔いひき逃げ事件で御子息を亡くされた遺族であり、社団法人被害者支援都民センター事務局長として、被害者の保護・支援のための活動を行うとともに、同センターの運営等にも關与されている。

遺族の立場及び被害者支援組織の立場から，二次被害等被害者の受ける身体的，精神的苦痛の実情，被害者に対する保護・支援の在り方，現行制度の問題点及び新たな被害者保護施策として考えられる事項について発言がなされた。

6 武和光・るり子氏(少年犯罪被害当事者の会)

平成 8 年 11 月に発生した少年による暴行事件により御子息を亡くされた遺族であり，少年犯罪被害当事者の会の代表者として，平成 12 年の少年法改正の際には改正に関する意見を法務大臣に提出するなど，少年犯罪被害者の保護・支援のために精力的に活動されている。

遺族及び少年犯罪被害当事者の会の立場から，少年審判事件を経験して感じた点，少年事件の被害者に対する保護・支援の在り方等について発言がなされた。

第 2 ヒアリングにおける主要な意見・要望

ヒアリングにおいて示された主要な意見・要望を項目ごとにまとめると，次のとおりである。

1 捜査等に関する意見・要望

(1) 被害者への対応について

- ・被害者を証拠のように扱わないでほしい。
- ・検察庁や裁判所に被害者専用待合室を設けてほしい。
- ・検察庁での取調べにおいて被害者に付添いを認めてほしい。

(2) 捜査官の捜査に対する姿勢について

- ・検察官に事故現場を見てほしい。
- ・被害者の心情や置かれている現状を十分に認識してほしい。
- ・生き残った加害者側の言い分だけが通る非科学的捜査に不満がある。

(3) 事件の処分について

- ・被害者が死亡した事件で不起訴処分が多いのはおかしい。
- ・捜査にいつまでも着手しない場合，捜査開始を命令する制度を創設すべきである。
- ・不起訴処分にする際，被害者の意見を聴取する制度を創設すべきである。
- ・検察審査会の議決に検察官の処分に対する拘束力を付すべきである。また，請求人が審査会で意見を述べるなどの権利を認めるべきである。

2 情報提供についての意見・要望

- ・被害者等通知制度を周知させてほしい。
- ・被害者等通知制度は，被害者の請求によらず，被害者側に明確な拒絶意思のない限り，原則として通知するようにしてほしい。

- ・総合的な情報提供（刑事手続の流れ，捜査や刑事裁判において被害者が何をできるか，民事裁判や加害者からの補償等に関する情報提供）が必要である。
- ・捜査・公判に支障を来し，又は悪用されるおそれがある場合を除き，被害者に捜査記録の閲覧・謄写を認める制度を設けるべきである。
- ・プライバシーに係る事項を外部に漏らさないなどの条件付きでもよいから，真実を知るために不起訴事件記録（被疑者供述調書など）の開示をしてほしい。
- ・捜査機関に被害者への説明義務があることを法律上明記すべきである。
- ・公判期日を決める際に被害者の都合を確認してほしい。

3 刑事裁判に関する意見・要望

(1) 傍聴について

- ・被害者の傍聴につき，遮へい措置をとれるようにしてほしい。
- ・加害者側の傍聴人と同じ傍聴席で傍聴するのは不満である。
- ・加害者側の傍聴人と同じ傍聴席で傍聴するのは不安である。
- ・傍聴を被害者の権利とした上で，優先傍聴できる者の範囲を拡大すべきである。
- ・被害者の付添人等にも優先傍聴を認めるべきである。
- ・2回目以降の優先傍聴の手続を簡易化してほしい。
- ・傍聴だけでなく，検察官提出証拠の内容が分かるようにしてほしい。
- ・少年審判においても被害者の傍聴を認めるべきである。

(2) 裁判記録の閲覧・謄写について

- ・真実を知りたいことを理由とした公判記録の閲覧・謄写を認めるべきである。
- ・裁判の前に証拠を見せてほしい。
- ・閲覧・謄写を希望した場合は，速やかに閲覧・謄写できるようにしてほしい。
- ・公判記録の謄写費用を無料に又は減額してほしい。

(3) 公判の進め方などについて

- ・分かりやすい言葉を使用してほしい。
- ・可能な限り，視覚的に被害の実態を知らしめる立証をしてほしい。
- ・被害者の意思で，意見陳述か証人尋問かを選択できるようにしてほしい。
- ・被害者がビデオリンク，遮へい又は付添いを希望するときは拒絶しないようにしてほしい。
- ・被告人の弁護人が，被害者を傷付けてまで加害者を弁護するような方法をとるのはおかしい。

(4) 求刑・判決等について

- ・ 量刑相場に引きずられない判決をしてほしい。
- ・ 判決に「被告人の悔悟の気持ち」、「反省」、「被害弁償の見込み」など被害者から見て、裁判所が何を根拠に認定したのかと思うような事情を盛り込むのはおかしい。
- ・ 被害が甚大であるのに、ささいな情状酌量理由で量刑を軽くするのはおかしい。
- ・ 16歳以上の少年が故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件は逆送が原則とされているが、必ずしもそのような運用になっていない。

4 受刑情報等に関する意見・要望

- ・ 仮出獄を決定する前に被害者から意見を聴取する制度を創設すべきである。
- ・ 出獄後の被告人の住居の情報を被害者に提供する制度を創設すべきである。

5 被害者の刑事手続への参加についての意見・要望

- ・ 被害者の公訴参加（在廷権、証拠調請求権、証人・鑑定人に対する尋問権、被告人質問権、手続について意見を述べる権利等）を認めるべきである。
- ・ 被害者が被告人及び証人に対して反論できるようにしてほしい。

6 被害回復についての意見・要望

- ・ 刑事和解の不履行の場合に、執行猶予の取消しや仮出獄の制限等をすべきである。
- ・ 附帯私訴制度を導入すべきである。
- ・ 賠償命令制度を創設すべきである。
- ・ 被害回復のための民事訴訟についての公設弁護や費用の支給をしてほしい。
- ・ 少年事件には、加害者に資力がなく、又は所在不明になるなどして被害回復が困難な例がある。
- ・ 被害者のための公設弁護制度を創設してほしい。

7 その他の支援についての意見・要望

- ・ 司法制度を抜本的に改正し、刑事司法が被害者の利益のためにも存在することを明らかにすべきである。
- ・ 支援される権利、被害を回復する権利、尊厳をもって扱われる権利等を明記した被害者基本法の制定が必要である。
- ・ 被害者に対し長期的な支援をするために、官及び民間の関係機関が連携して、被害者が安心できるサポートを受けられる環境を設ける必要がある。
- ・ 民間被害者支援組織に対し、財政的な支援をしたり、関係機関からの職員

派遣をしてほしい。

- ・ 被害者支援団体と検察庁の被害者支援室の連携強化を図るべきである。
- ・ 犯罪被害給付制度を拡充し，治療費や遺族の学費，転居費用などの経済的支援，更には公団住宅への優先入居なども含む柔軟かつきめ細かい経済的支援制度を構築すべきである。
- ・ 殺人，強盗殺人等の重大事件について公訴時効を撤廃すべきである。

第4章 被害者に対するアンケート調査

第1 調査の目的

被害者のための施策の企画・立案の参考資料とするため、被害者等通知制度等を利用した被害者又はその親族等におけるこれら制度の利用状況、評価、要望等の実情を把握することを目的としている。

第2 調査方法

平成16年1月1日から同年3月31日までの間に、全国の地方裁判所又は簡易裁判所において、第一審の判決言渡しがあった事件の被害者、その親族又はこれに準ずる者（以下「被害者等」という。）であって、当該事件について、被害者等通知制度による刑事裁判の結果の通知を受けた者、刑訴法292条の2の意見陳述を行った者^{*1}、証人として証言を行った者に対し、調査票を郵送し、無記名での記入を求めた。

第3 回収総数・回収率

	被害者等通知制度	意見陳述	証人尋問	計
回収数(A)	1,143	104	119	1,366
配布数(B)	2,631	140	200	2,971
回収率(A/B)	43.44%	74.29%	59.50%	45.98%

第4 アンケート調査結果の概要

1 被害者等通知制度による刑事裁判の結果の通知を受けた者に対するアンケート調査結果の概要

(1) 傍聴に関して

傍聴に関しては、傍聴をしたか否か及びその理由、傍聴をしての評価等について質問した。

傍聴した者の割合は36%、しなかった者の割合は63%であった。傍聴した理由については、「被告人の言動を知りたかった」とする者の割合が最も高く、傍聴しなかった理由については、「被告人等と会いたくなかつ

*1 意見陳述に代わる書面の提出をした者を含む。

た」とする者の割合が最も高かった。また、傍聴の積極的評価については、「被告人の言動を知ることができた」とする者の割合が最も高く、消極的評価については、「量刑が軽すぎた」とする者の割合が最も高かった。傍聴に関する意見等についての自由記載欄には、「関係者の声が聞き取りにくかった」、「裁判が事務的な感じがした」などとする意見等が見られた。

(2) 裁判記録の閲覧に関して

裁判記録の閲覧に関しては、記録を閲覧したか否か等について質問した。

裁判記録を閲覧した者の割合は、3%にすぎなかった。裁判記録の閲覧に関する意見等についての自由記載欄には、「閲覧できるとは知らなかった」、「閲覧できると教えてもらいたかった」などとする意見等が少なくなかった。

(3) 被害回復に関して

被害回復に関しては、損害の賠償を受けたか否か、今後の賠償請求予定の有無、賠償請求しない理由等について質問した。

被告人側から損害の賠償を受けたか否かについて、全部賠償を受けた者の割合は23%、一部賠償を受けた者の割合は17%、全く受けていない者の割合は56%であった。そして、完全な被害回復を受けていない者の53%は今後も損害賠償請求をする予定がないとしており、その理由としては、「金で解決する問題ではない」とする者の割合が最も高かった。被害回復に関する意見等についての自由記載欄には、「被害回復の方法等が分からない」とする意見等のほか、新たな被害回復のための法制を求める意見等が見られた。

(4) 弁護士への依頼・相談に関して

弁護士への依頼・相談に関しては、弁護士へ依頼・相談をしたか否か、依頼・相談の内容等について質問した。

弁護士に依頼等をした者の割合は29%、していない者の割合は68%であった。弁護士に依頼等をしなかった理由としては、「弁護士の助力を得る必要がなかった」とする者の割合が最も高かった。なお、弁護士への相談等の内容としては、「損害賠償に関すること」を挙げる者の割合が最も高かった。

(5) 現在の刑事裁判における犯罪被害者の立場、現行の制度に対する意見等についての自由記載欄

強い被害感情や量刑等への不満を述べる意見等がかなり多く見られたほかは、捜査や裁判に時間がかかりすぎる旨不満を述べるもの、新たな被害回復のための法制を求めるもの、被告人への質問等、公判への参加を求めるものなどが見られた。

2 刑事訴訟法292条の2の意見陳述を行った者に対するアンケート調査結果の概要

(1) 意見陳述に関して

意見陳述に関しては、意見陳述をしての満足度及び意見陳述に対する評価等について質問した。

法廷において意見陳述をした者の中で、意見陳述をしてよかったとする者の割合は 63 %であり、よくなかったとする者の割合 (20 %) を大きく上回った。意見陳述に対する積極的評価としては、「直接裁判所に意見等を伝えられた」とことと「被告人の前で自分の意見等を陳述できた」ことを挙げる者の割合が高く、消極的評価としては、「被告人が何も感じていないようだった」ことを挙げる者の割合が高かった。意見陳述制度に関する意見等についての自由記載欄には、意見陳述制度に対する積極的評価を述べる意見等が比較的多く見られた。

(2) 裁判手続全体についての感想に関して

意見陳述をした者に対して、起訴、証拠書類、被告人質問、被害者等以外の証人に対する証人尋問、論告・求刑、判決に対する感想等について質問した。

起訴に関する感想については、満足であったとする者の割合が 50 %であったのに対し、不満が残ったとする者の割合は 19 %であった。

証拠書類に関する感想については、満足であったとする者の割合が 28 %であったのに対し、不満が残ったとする者の割合は 11 %であった。なお、証拠書類を見ていないので分からないとする者の割合は 32 %であった。

被告人質問に関する感想については、満足であったとする者の割合が 24 %であったのに対し、不満が残ったとする者の割合は 38 %であり、不満の内容としては、「被告人の虚偽供述が追及されなかった」とことと「被告人の無反省が追及されなかった」ことを挙げる者の割合が高かった。

被害者等以外の証人に対する証人尋問に関する感想については、満足であったとする者の割合が 13 %であったのに対し、不満が残ったとする者の割合は 25 %であり、不満の内容としては、「証人の虚偽供述が追及されなかった」ことを挙げる者の割合が最も高かった。

論告・求刑に関する感想については、満足であったとする者の割合が 46 %であったのに対し、不満が残ったとする者の割合は 27 %であった。

判決に関する感想については、満足であったとする者の割合が 27 %であったのに対し、不満が残ったとする者の割合は 53 %であり、その不満の内容としては、「刑が軽かった」ことを挙げる者の割合が最も高かった。

(3) 現在の刑事裁判における被害者の立場，現行の制度に対する意見等についての自由記載欄

強い被害感情や量刑等への不満を述べる意見等がかなり多く見られた。

3 証人として証言を行った者に対するアンケート調査結果の概要

(1) 証言に関して

証言に関しては，証言をすることについて積極的な気持ちがあったか否か，積極的な気持ちを有していた理由，証言をしての感想等について質問した。

証言を行った者の中には，被告人が否認したなどの理由から罪体立証のために証言した者も含まれているため，自ら希望して証言を行った者ばかりではないところ，全体の 72 %の者が積極的な気持ちがあったと回答しており，その理由としては，「直接裁判所に意見等を伝えたかった」とことと「被告人に自分の気持ちを分からせたかった」ことを挙げる者の割合が高かった。また，証言についての感想としては，全体の 70 %の者が良かったと回答しており，良くなかったとする者の割合（16 %）を大きく上回った。証言に対する積極的評価の理由としては，「直接裁判所に意見等を伝えられた」ことを挙げる者の割合が最も高く，消極的評価としては，「被告人が何も感じていないようだった」とことと「緊張していてうまく話せなかった」ことを挙げる者の割合が高かった。証人尋問制度に関する意見等についての自由記載欄には，言いたいことを十分に言えなかったとする意見等が比較的多く見られた。

(2) 裁判手続全体についての感想に関して

証言をした者に対して，起訴，証拠書類，被告人質問，被害者等以外の証人に対する証人尋問，論告・求刑，判決に対する感想等について質問した。

起訴に関する感想については，満足であったとする者の割合が 62 %であったのに対し，不満が残ったとする者の割合は 12 %であった。

証拠書類に関する感想については，満足であったとする者の割合が 43 %であったのに対し，不満が残ったとする者の割合は 13 %であった。

被告人質問に関する感想については，満足であったとする者の割合が 20 %であったのに対し，不満が残ったとする者の割合は 29 %であり，不満の内容としては，「被告人の虚偽供述が追及されなかった」とことと「被告人の無反省が追及されなかった」ことを挙げる者の割合が高かった。

被害者等以外の証人に対する証人尋問に関する感想については，満足であったとする者の割合が 18 %であったのに対し，不満が残ったとする者の割合は 16 %であり，証人尋問を見ていないので分からないとする者の

割合は 32 %であった。証人尋問に対する不満の内容としては、「自分が聞きたいことを聞いてもらえなかった」ことを挙げる者の割合が最も高かった。

論告・求刑に関する感想については、満足であったとする者の割合が 41 %であったのに対し、不満が残ったとする者の割合は 19 %であった。

判決に関する感想については、満足であったとする者の割合が 35 %であったのに対し、不満が残ったとする者の割合は 45 %であり、その不満の内容としては、「刑が軽かった」ことを挙げる者の割合が最も高かった。

(3) 現在の刑事裁判における被害者の立場，現行の制度に対する意見等についての自由記載欄

量刑への不満等を述べる意見等が多く見られたが，逆に手続全体について満足感を述べるものも少なくなかった。

第5章 諸外国における被害者保護に関する制度の概要

第1 米国(連邦)

1 被害者に対する情報提供

捜査や訴追に従事する法執行機関は、被害者の援助を担当する職員を指名し、担当職員は、捜査の進行状況、加害者の逮捕及びその後の身柄拘束の状況、起訴、裁判の日、判決内容等について、被害者に通知しなければならないほか、緊急の医療・社会サービス、カウンセリング等の支援プログラムや被害の弁償等を受ける権利があることなども通知しなければならないとされている。

2 刑事裁判手続への関与

公開手続への出席

司法省その他の合衆国の行政機関の公務員及び職員は、一定の場合を除き、被害者が犯罪に係るすべての公開手続から排除されない(not to be excluded)^{*1} 権利を確実に付与されるよう、最善の努力を尽くさなければならないとされている。

量刑手続への関与^{*2}

量刑のための資料である判決前報告書に被害者の被った経済的、社会的、心理学的及び医学的影響を記載することとされているほか、暴力犯罪や性的虐待に係る事件では、被害者が量刑に関する陳述を行うこと、死刑求刑予定事件では、被害者が被害によって被った影響等に関する陳述を行うことが認められている。

3 損害回復命令 (Restitution Order)^{*3}

裁判所は、すべての刑事事件につき、刑罰の一つとして、被告人に対し、被害者への損害回復を命ずることができる。また、暴力犯罪、財産に対する犯罪その他所定の犯罪によって、特定の被害者が身体的又は財産的損害を受けた場合には、原則として、損害回復命令が必要的であるとされている。

裁判所は、命令額及びその支払方法の決定に際し、被害者が被った損害額

*1 2004年に制定されたJustice For All Actによる改正後の規定

*2 Justice For All Actは、量刑手続のほか、釈放(release)、罪状認否(plea)に係る公開手続において適切に聴取される(be heard)権利を定めるが、司法長官は、これらの権利を実施するための規則を1年以内に公表しなければならないとされている。なお、同法の被害者の権利に関する規定は、検察官の訴追裁量を制約するものと解釈されてはならないとの規定が置かれている。

*3 その他被害回復のための制度としては、州レベルで、いわゆる修復的司法の考え方に基づいて行われている被害者・加害者和解プログラム(Victim Offender Reconciliation Program)がある。

のほか、被告人の資力、稼働能力、扶養家族等を考慮しなければならない。損害回復命令のために必要な情報は、量刑手続の中で、プロベーション・オフィサーが判決前報告書を作成して提供するが、命令の基礎となる事実に争いがあれば、ヒアリングが開かれ、被害事実及び損害額については検察官が、支払能力については被告人が立証することになり、証拠の優越の程度の証明で認定される。

第2 連合王国（イングランド及びウェールズ）

1 被害者に対する情報提供

被害者憲章^{*1}により、刑事手続の各段階において、各刑事司法機関が犯罪被害者に対し、どのような情報提供を行うかが定められている。例えば、警察は、事件捜査の進捗状況、訴追決定及び判決の結果等について、被害者に情報提供を行うこととされている^{*2}。

2 刑事裁判手続への関与

私人による訴追

イギリスでは、警察が訴追を断念するか、検察官が公訴を取り消した場合に、被害者が訴追することができる^{*3}。警察によって訴追がなされた場合は、検察庁において、訴追を維持するに足る十分な証拠の有無とともに、訴追を維持する公益性の有無が判断されるが、公益性の判断に当たっては、被害者の利害を考慮することとされている（「検察庁による被害者及び証人の取扱いに関する宣言」1993年）。

量刑手続への関与

裁判手続において、被害者がその被った被害の影響を書面により陳述できる。公判開始前から行えるが、証拠となり、対質の対象ともなり得る。

*1 1990年に政府が被害者援護の基本方針を示した「被害者憲章」が定められ（1996年に改正）、被害者が、警察、検察庁、裁判所、保護観察事業体等の刑事司法機関から受けることのできる援護の内容及び基準等が示されている。なお、2004年に制定された Domestic Violence, Crime and Victims Act は、性犯罪、暴力犯罪の被害者について、加害者の釈放に関し情報提供を受ける権利、釈放の条件について地方保護観察委員会に陳述できる権利を定めるとともに、内務大臣がこれらの犯罪に限らず、被害者に対するサービスに関して実務規範を策定しなければならないと定め、被害者憲章よりも内容を具体化している。

*2 被害者の負担を軽減するため、被害者に対する情報窓口を警察に一本化する試みが一部地域で行われている。

*3 虐待を受けた妻が夫を暴行等で訴えるなどの一定の犯罪を除いて、私人訴追が利用される例は少なく、私人訴追は、全体の1パーセント以下であるとされている。

ただし、量刑に関しては言及できない^{*1}。裁判官が量刑を検討するための判決前調査報告書には、被害の影響等について記載されることになっている。

3 賠償命令等

刑事裁判において、裁判官は、刑罰の一つとして、損害回復命令(Restitution Orders)(窃盗罪等について、被害物品の返還又はそれに相当する対価の支払いを命ずるもの) 又は賠償命令(Compensation Orders)(犯罪の軽重にかかわらず、量刑とともに被害者への損害賠償を命ずるもの) を言い渡すことができる^{*2}。裁判所は、被害者の存在するすべての犯罪について、賠償命令を言い渡すか否かを検討し、言い渡さない場合には、その理由を示す義務があるとされている^{*3}。

賠償命令を言い渡すかどうか、及びその額の決定に際して、被告人の資力を考慮しなければならず、賠償命令とともに罰金刑の言渡しが適当であると判断する場合、被告人の資力が不足しているとみなされれば、賠償命令が優先される。なお、賠償命令は、民事訴訟に係る被害者の労力を緩和するために設けられた被害者救済のための制度であることから、賠償命令によって刑が軽減されてはならないとされている。

被告人が賠償命令を履行しなかった場合、裁判所は、被告人を収監することができる。

第3 ドイツ

1 刑事裁判手続への関与

私人訴追 (Privatklage)

住居侵入、侮辱等の一定の軽微な犯罪については、検察官が公訴を提起するかどうかにかかわらず、被害者が訴追することができる^{*4} (一部の罪については、和解の試みが不成功に終わったことが前提とされている) 。

私人訴追者は、公訴した場合の検察官と同じ範囲で、刑事手続に関与し、

*1 被害者陳述 (犯罪によって被った物理的、経済的、精神的な被害等について被害者に陳述する機会を与えるものであり、警察が被害者に面接した結果を検察庁に報告する方法や被害者が所定の様式に記入し、検察庁に送付する方法がある) を積極的に利用しようとの試みが一部地域で行われている。

*2 2002 年の統計によると、治安判事裁判所における有罪判決の約13%、刑事法院における有罪判決の約7%で賠償命令が言い渡されており、その平均額は、治安判事裁判所においては約149ポンド、刑事法院においては約1402ポンドとなっている。

*3 賠償命令を言い渡さない理由としては、被告人の資力が乏しすぎることや損害額の認定が刑事手続の中で困難であることなどが挙げられるが、懲役刑を選択した場合などには、特に理由を述べないこともあるようである。

*4 検察庁は、提起された私訴に対し、全く関与しない、対象犯罪が公共の利益に関わる公訴を提起する、私訴の訴追を引き受ける、の対応が可能である。

意見を述べることができる。

公訴参加（Nebenklage）

強姦，傷害，監禁等の一定の犯罪の被害者，違法行為により死亡した者の遺族，私人訴追の権利を有する者等は，提起された公訴に参加することができる。

公訴参加すると，証人として召喚された場合でも在廷する権利が認められるほか，質問権，証拠申請権，意見陳述権，上訴権等が認められる。

その他の手続関与

すべての被害者について，手続の結果の通知，その弁護士による記録の閲覧，弁護士による被害者又は公訴参加できる者の補佐及び代理，これらについての教示等の規定がある。

2 附帯私訴^{*1}

被害者及びその相続人は，犯罪行為から生じた財産上の損害を刑事手続の中で被告人に請求することができる。

附帯私訴申立人には，明文上，公判に立ち会う権利が与えられているほか，訴訟結果等の通知，記録の閲覧，弁護士の援助等が認められている^{*2}。

裁判所は，有罪判決を言い渡す場合又は改善保安処分を命ずる場合には，原則として，附帯私訴に対する判断を示さなければならず，その審理が刑事手続を著しく遅延させる場合などに限り，その判断を差し控えることができる^{*3}。裁判所は，請求の一部に対して，又は請求の原因に限定して認容判決をすることもできる。

被告人は，申立てが認容された場合には，附帯私訴を認容した部分に限定して上訴をすることもできる。附帯私訴申立人は，請求の全部が認容された場合はもちろんのこと，請求の一部又は請求の原因に限定して認容さ

*1 その他，刑事手続に関連した被害回復のための制度としては，加害者が損害の弁償やその努力をした場合において，訴追制限，公判手続の打切り，刑の減免等が認められる制度，有罪判決を受けた者の財産状態が悪化することにより被害者の被害回復が著しく困難になる場合において罰金刑執行を緩和することができる制度，検察官が公的機関等の調整組織に事件を移送して加害者と被害者との調停を行わせる和解プロジェクト（TOA）などがある。また，刑事手続以外における被害回復の制度としては，民事上の制度として，加害者らが犯罪行為に関してメディア等を通じて公開することによって得た報酬請求権等の債権上に被害者のための法定質権が設定される制度があるほか，連邦又は州政府による被害者補償制度や被害者支援団体による被害者支援プログラムが存在している。

*2 明文の規定はないが，判例上，申立人に証拠申請権等が認められている。また，証人等への質問権や裁判長の訴訟指揮に対する異議申立権等が認められるとする見解もある。

*3 附帯私訴の利用率は極めて低く，その原因の一つに裁判所による判断の差し控えがあると考えられていたため，2004年に成立した刑事手続における被害者の諸権利向上法により，判断の差し控えが例外である旨の法改正が行われた。

れた場合であっても上訴をすることができないが、判断の差し控えに対しては不服を申し立てることができる場合もある^{*1}。

附帯私訴の申立てを認容する裁判の執行は、通常の民事の強制執行の手続に従って行われる。

第4 フランス

1 附帯私訴制度^{*2}

被害者は、犯罪によって生じた損害の賠償を求める権利（私訴権〔action civile〕）を有する。

この権利は、民事裁判所で行使することも、刑事裁判所で刑事事件（公訴）に附帯して行使することもできる。また、被害者は、検察官が公訴を提起しない場合でも、重罪については予審判事に告訴状を提出して事件を係属させ、軽罪又は違警罪については直接私訴を提起して公訴権を発動させることができる。

私訴原告人（partie civile）となった場合、被害者は、当事者として刑事裁判に関与することが認められ、裁判への出席権、弁護士の補佐を受ける権利、証拠提出権、証人に対する質問権、意見書を提出する権利、上訴申立権（ただし、民事上の利益に関してのみ）が認められている。

民事裁判所に私訴が提起された場合であって、民事と刑事の訴訟が並行して進行しているときは、民事に関する判決は刑事における終局判決を待って行わなければならない、刑事判決は、民事裁判所の判断を拘束する。

2 被害者に対する情報提供等^{*3}

検事正は、被害者に対し、不起訴処分について通知する。

私訴原告人は、公判期日の通知を受ける。

私訴原告人は、予審裁判所や重罪法院において、訴訟記録の全部又は一部の写しの交付を受けることができる。

*1 従前は、申立人は、判断の差し控えに対して不服を申し立てることができなかったが、2004年の法改正により、附帯私訴の申立てが公判手続の開始前になされ、かつ、その審級の終局判決がなされていない限りにおいて、即時抗告ができることとなった。

*2 その他、被害回復と関連する制度としては、軽罪及び違警罪に関し、被告人の社会復帰の可能性や損害の補てんの有無などを考慮して、刑の免除や刑の宣告の猶予をすることができる制度、検事正が、公訴の決定に先立って事件を刑事調停（mediation）手続に付した上で、刑事調停の履行結果を踏まえて不起訴又は起訴を決定する制度などがある。

*3 2000年の被害者の権利を強化するための法改正により、被害者は、捜査段階において、犯罪で被った損害の賠償を求める権利があること、附帯私訴を提起できること等を、予審段階において、予審が開始されたこと、附帯私訴原告として予審に参加できる権利があること等を知らされること等被害者への情報提供に関する規定が追加された。

第6章 研究会で示された意見の概要

第1 被害者の刑事手続への関与の拡充

検討事項1 いわゆる公訴参加の制度

被害者(遺族を含む。以下同じ。)*1が訴訟当事者として訴訟行為ができる制度(ドイツの公訴参加等)

被害者の公訴参加が要望される背景

- ・ 検察官等の訴訟活動や裁判所の量刑に対する不満や、被告人がうそを言っていると思っても反論できないもどかしさ等から、被害者が在廷し、質問し、証拠調べの請求を行うなど、刑事手続への参加を求める意見が寄せられている。

いわゆる公訴参加制度の導入に関し検討すべき課題

- ・ 被害者が訴訟当事者として手続に参加する制度(被害者が独自に、証拠請求、証人尋問、忌避、上訴などの訴訟行為を行う制度)を導入すると、検察官の主張・立証等と被害者のそれとが異なる場合に、被告人は検察官・被害者のいずれの主張・立証に対しても防御を行い、裁判所はいずれの主張・立証についても判断をすることになるだろうが、このような制度は、現行の刑事訴訟の基本構造(検察官と被告人が当事者として攻撃・防御を行い、中立の裁判所が判断する訴訟構造)に根本的な変更を加えないと実現できないのではないか*2。
- ・ 被害者の刑事手続への参加については、被害者が刑事手続を正しく理解し、有効・適切に行動できるようにするため、その前提として、支援アドバイザー等の被害者支援システムの更なる充実が必要となるのではないか。
- ・ 被害者多数の場合に、訴訟に参加する被害者を制限すべきかという問題が生じるのではないか。

*1 遺族のほか、心身に重大な故障がある被害者の親族、これらに準ずる者まで対象とするかどうかは、個々の施策を具体化する際に検討されるべきである。

*2 職権主義的訴訟構造(裁判官が訴訟の主宰者として一件記録を引き継いで審理を行い、検察官はその補助者として位置付けられる訴訟構造)を採るドイツ・フランスには、(一定の)被害者が訴訟に参加して訴訟行為を行う制度があるが、当事者主義的訴訟構造を採るアメリカ・イギリスにはこのような制度はなく、アメリカでは、被害者は量刑手続の段階で被害の影響等について陳述できるとどまり、イギリスでは、公判開始前から被害の影響を書面により陳述できるものの量刑に関しては言及できないとされている。

要望への対応

- ・ 刑事手続への関与の拡充を求める被害者の気持ちには理解できるものがあるが、それに対応するための施策としては、まずもって、現行法上の意見陳述制度等を積極的に活用し、また、検察官とのコミュニケーションを一層充実させるとともに、現行の訴訟構造に合う形での制度の拡充を図ることを優先させ、公訴参加制度（被害者が訴訟当事者として手続に参加する制度）のような訴訟の基本構造にかかわる制度の導入については、このような現行の訴訟構造を基盤とした施策の運用状況を見ながら、被害者の保護・支援のために必要かどうか検討を続けるべきではないか。

検討事項 2 被害者による質問を認める制度

現行の刑事訴訟の基本構造を維持しつつ、被害者による質問を認める制度

検討された三つのモデル

- ・ 現行の刑事訴訟の基本構造を維持することを前提に、被害者による質問の制度として、次の三つのモデルについて検討した。

現行法上の対質（刑訴規則124条）を利用し、被害者から申出があった一定の事項について被害者と被告人等の対質を行う制度（以下「対質型」という。）

検察官又は裁判所の補助者として質問することを認める制度（以下「補助者型」という。）

被害者による意見陳述の制度を拡充して、意見陳述に必要な事項に限って質問することを認める制度（以下「意見陳述型」という。）

被害者による質問を認める場合の検討すべき課題

- ・ 対質型につき、現行法の対質は、本来、証人尋問の一方法として、被害者が体験した事実の枠内で、言い分が食い違っている事項について双方の言い分を明らかにするというものであって、被害者が聞きたい事柄を質問するというものとは異なるのではないか。
- ・ なお、現行法の枠内でも、対質を利用して、被害者が証人となって相対する被告人や証人に質問したい事項を証言し、裁判所から質問してもらおうという運用の工夫が考えられるのではないか。
- ・ 補助者型は、検察官又は裁判所の補助者として、犯罪事実（検察官の主張・立証の枠内に限る。）に関する事項についても質問するというものであるが、検察官・裁判所の立場ないし権限との関係で、何のため

にどのような補助をするのかが課題ではないか。検察官との意思疎通が十分であれば、実際に質問すべき事柄は少ないのではないか。また、被害者を中立的であるべき裁判所の補助者と位置付けることに違和感はないか。

- ・ 意見陳述型は、意見陳述制度をより充実させるため、被害者が意見を述べるのに必要な事項（犯罪事実を除いた情状に限る。）について質問するというものであるが、意見陳述のために必要とは認められない質問や不相当な質問が制限されるような仕組みが必要ではないか。
- ・ 被告人が黙秘するなど、被害者が期待する答えが得られなかった場合、かえって被害者が傷付き、失望するおそれはないか。質問を制度化する場合は、そのような被害者のために、情報提供を含めた支援の充実が必要ではないか。
- ・ 質問を認める制度を設ける場合の制度目的については、真相解明のためというよりも、被害者等が質問することにより、満足感を得ることができ、心理的な立ち直りにつながるといった側面を考慮すべきではないか。
- ・ 補助者型と意見陳述型については、被害者が直接発問できることとすると、過度に応報的な質問や訴訟法上の尋問ルールに従わない不相当な質問がなされる可能性があり、訴訟の混乱を来したり、被告人の防御に不利益を及ぼすおそれがあるのではないか。発問は、弁護士を介することとする必要はないか。
- ・ 検討事項3で被害者の在廷を認める場合、その趣旨・目的と関連付けて質問の申出の手続を考える必要がある。

検討事項3 被害者の在廷を認める制度

現行の刑事訴訟の基本構造を維持しつつ、被害者の在廷を認める制度

在廷を認める趣旨・目的

- ・ 在廷を認めることは、被害者の刑事手続への主体的関与を拡充するもので、被害感情の緩和等の面で効果があるのではないか。
- ・ 公判手続における何らかの活動と切り離れた形で、優先傍聴ではなく、在廷だけを認めることは、合理的な説明が困難ではないか。
- ・ 検討事項2において被害者による質問を認める場合は、臨機の質問の申出ができるようにするため、又は被告人等の発言を間近に見聞するため等の在廷理由が考えられる。

被害者の在廷を認める場合につき検討すべき課題

- ・ 被害者の証人尋問が予定されている場合に、常時在廷を認めることは、証人適格の上で問題がないか。
- ・ 在廷に関し、期日決定の際に被害者との調整を要することとすると、迅速な裁判を害するのではないか。
- ・ 被害者が多数の場合等、人数制限ができるようにすべきではないか。
- ・ 暴力団同士の抗争事件における被害者が相手方組織の構成員である場合のように、在廷が不相当な場合には認められないものとするべきではないか。
- ・ 被害者を手続の最初の段階から在廷させることについて、無罪推定との関係で問題があるとする意見もあるが、被害者は、手続上、公訴事実被害者として記載された者(又はその遺族)として在廷しているのであって、実体的に被告人が有罪であることを前提としているわけではないので、無罪の推定との関係で問題はないと考えられるのではないか。

検討事項 4 上訴要否決定における被害者の関与

検察官の上訴の要否の決定に際し、被害者の意見が反映される制度等を設ける必要はないか。

上訴要否決定における被害者の関与の問題点

- ・ 検察官の上訴の要否について、検察審査会のようなものを介在させるか、被害者の意見を反映させる制度を設ける必要はないか。

検討すべき課題

- ・ 検察官の不起訴処分については、検察審査会がないとその当否について第三者の判断を受ける機会がないが、これに対し、第一審の判決は、裁判所が公平な第三者として判断をしたものであるから、起訴・不起訴の判断とは事情が異なるのではないか。
- ・ 検察審査会のようなものを介在させた場合、上訴期間内に上訴の要否を決定することは困難ではないか。
- ・ 上訴の要否について被害者の意見を聴くこととした場合でも、量刑不当により控訴を求める被害者の感情を十分に満足させることは困難ではないか。
- ・ まずは、検察官と被害者のコミュニケーションを十分図るような方策を講ずることが大事なのではないか。

第2 刑事手続を利用した被害の回復

検討事項1 附帯私訴制度

被害者が刑事訴訟に附帯して損害賠償等の財産上の請求を行うことができる制度（ドイツの附帯私訴等）

附帯私訴制度が要望される背景

- ・ 附帯私訴が導入されれば、被害者は、検察官による立証の成果を利用することによって、立証負担を軽減することができる。また、同一の犯罪事実に対する刑事訴訟と民事訴訟の重複審理を避けることができ、裁判手続全体を通じての訴訟経済を図ることができる。

附帯私訴制度に関し検討すべき課題

- ・ 我が国の刑事訴訟に被害者が民事訴訟の当事者として参加する制度を導入すると、公訴参加の場合と同様に、検察官の主張・立証等と被害者のそれとが異なる場合において、現行の刑事訴訟の基本構造の下では解決が困難な問題が生ずるのではないか^{*1}。
- ・ 損害額や過失相殺等の民事紛争上の争点が刑事裁判に持ち込まれる結果、審理が複雑化し、迅速な刑事裁判の実現を阻害するおそれがある。
- ・ 例えば、過失相殺は民事では抗弁として扱われるが、刑事では量刑事情として検察官に挙証責任があるなど、民事と刑事の挙証責任の違いをどのように調整するのか。
- ・ 刑事は事後審、民事は続審という控訴審の構造の違いがあるが、附帯私訴を導入した場合の控訴審の手続をどうするのか。
- ・ 起訴された事件の被害者と起訴されない事件の被害者との間や公判請求事件の被害者と略式命令請求事件の被害者との間の不公平感が無視できないのではないか。
- ・ 附帯私訴の有効性・実効性という観点からは、被告人の雇用主であるとか、被告人が少年である場合の親権者なども被告に取り込まなければ、実効的な被害回復に資することにはならないのではないか。他方、そこまで当事者を広げると、手続が煩雑なものとなる。
- ・ 被告人の国選弁護人が附帯私訴についても受任して代理人となれるかという問題についても検討する必要があるのではないか。

^{*1} 職権主義的訴訟構造を採るドイツ・フランスには、附帯私訴制度があるが、当事者主義的訴訟構造を採るアメリカ・イギリスには、このような制度が存在しない。

要望への対応

- ・ 被害回復に当たり検察官による立証の成果や刑事裁判の結果を活用できるという被害者のニーズに対しては、現行法上、刑事公判記録を閲覧・謄写して利用することが広く可能となっており、また、刑事和解も制度化されたのであるから、まずもって、これらの制度の活用を図ることによって対応するとともに、現行の訴訟構造に合う形での制度の拡充を検討すべきであり、附帯私訴の導入については、このような現行の訴訟構造を基盤とした施策の運用状況を見ながら、なお被害者の保護・支援のために必要かどうか検討を続けるべきではないか。

検討事項 2 損害賠償命令制度

刑事裁判所が被告人に対して被害者への被害物品の返還や損害賠償を命ずることができる制度（アメリカ、イギリスの損害回復命令等）

損害賠償命令制度^{*1}が要望される背景

- ・ 簡易迅速に損害賠償命令が出されるとすれば、被害者にとってメリットがあるのではないか。

損害賠償命令制度に関し検討すべき課題

- ・ 損害賠償命令の法的性質については、刑罰に近いものにとらえる考え方(刑罰モデル)と、民事賠償を命ずるものにとらえる考え方(民事賠償命令モデル)とがあり得るのではないか。
- ・ 民事訴訟と同じく厳密に損害額の認定を行うのであれば、民事上の争点が刑事裁判に持ち込まれ、刑事裁判の遅延を招くなど、附帯私訴と同様の問題が生ずることになる。
- ・ 刑事裁判で取り調べた証拠の範囲で認められる損害額についてのみ、賠償命令を発するものとする、被害者は、別途、民事裁判で残額の請求をせざるを得なくなり、被害の実態に即した有効な救済とはなり得ないのではないか。
- ・ 損害賠償命令を刑罰にとらえると、罰金のように主刑として科すか、没収・追徴のような付加刑として科すか、あるいは付随処分として科すなど種々の考え方があるが、いずれにしる、本来の主刑の重さにどの

*1 賠償命令制度は、当事者主義的訴訟構造を採るアメリカ・イギリスに存在するが、賠償命令額の認定には、損害額のほか被告人の資力等が考慮されており、アメリカにおいては、量刑手続の中でこのための資料収集が行われている。

ような影響を与えるかという問題がある。

- ・ 被告人が損害賠償命令に従わず、任意に履行しない場合には、強制執行の手間がかかることにならないか。この場合に被告人を労役場に留置しても、被害者の被害救済には資さないのではないか。
- ・ 損害賠償命令が出されても被告人に資産がなければ実質的な被害回復を図ることはできないのではないか。

要望への対応

- ・ 附帯私訴と同様に、まずもって、現行制度の活用を図るとともに現行制度の枠内での制度設計を検討すべきなのではないか。

検討事項 3 刑事調停制度（和解・調停モデル）

被告人又は被害者等から申立てがあった場合において、刑事裁判所が両者の和解を勧誘し、又は調停に付することができる制度

刑事調停制度導入の意義

- ・ 被害者は、一部金の支払い、物的・人的担保の提供、その他様々な条件を付することができるので、弾力的で実効性のある損害回復の実現が可能になり、また、被告人が現実に被害者に謝罪するなどの修復的な効果も期待することができる。

刑事調停制度の導入に当たり、検討すべき課題

- ・ 刑事裁判所が和解・調停を推奨するような制度にすると、刑罰の威嚇をもって和解を押しつけることにならないか。また、刑事調停の過程で刑事裁判所の心証が開示されることになれば、刑事裁判所の中立性が害されるのではないか。
- ・ 刑事裁判所が刑事調停を主宰することに問題があるならば、例えば他庁調停のように、他の機関が刑事調停を実施することも考えられるのではないか。
- ・ 被害者のニーズに対しては、被害者のために公費で弁護士を選任して支援させることによりこたえることはできないか。
- ・ 既存の民事調停制度や仲裁制度では何が足りないのかという観点から、刑事調停制度の在り方を考えるべきではないか。
- ・ 刑事調停の進行と刑事裁判の進行とを何らかの形で関連付ける必要性はあるが、迅速な刑事裁判の進行を阻害せず、また、当事者の合意を本質とする調停の趣旨にも反しないような制度設計を検討する必要があるのではないか。

- ・ 身柄拘束中の被告人を調停の場に出頭させることについては、施設の構造等によっては戒護に支障を来すおそれがあることや、戒護のための要員の確保が困難である実情を踏まえて検討する必要がある。

検討事項 4 犯罪被害財産の没収・追徴について

犯罪被害財産の没収・追徴禁止を改めるとともに、被害者の被害回復に資する制度

問題の所在

- ・ 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 13 条 2 項は、被害者の犯人に対する損害賠償請求権等の私法上の請求権の実現に配慮して一律に犯罪被害財産の没収を禁止しているが、被害者がこれを行わない場合等には、犯人の手元に残さざるを得ない場合が生じ得るので、被害者の被害回復を図りつつ、国が没収することを可能にする必要があるのではないか。

検討すべき課題

- ・ 犯罪被害財産を保全し、被害者から申出があれば返還し、あるいは民事の強制執行手続に移行させ、申出がなければ国庫に帰属させるなどの方法が考えられないか。
- ・ 詐欺商法など（少額で）多数の同種被害者がいる案件では、刑事手続でできることは限られており、民事上の有効な被害回復制度が期待されているのではないか。
- ・ 刑事裁判の証拠で被害者に返還されるべき犯罪被害財産の額が明らかでない場合などは、刑事手続の中で債務名義を容易に取得できるようにできないか。
- ・ 債権回収目的で告訴が濫用されるおそれがあるのではないか。また起訴された事件の被害者と起訴されなかった事件の被害者との間で不公平感が残るのではないか。

検討事項 5 被害回復・宥恕又はそのための努力を理由とする刑の減免

被害回復・宥恕又はそのための努力を理由として、刑を減免する制度

問題の所在

- ・ 被害回復・宥恕等を理由とする刑の減免制度を設けて、被害回復を促

すことは考えられないか。

検討すべき課題

- ・ 起訴前に被害回復ができていれば告訴取消しや起訴猶予になっていたであろう事件もあることを考えると、任意的減免を設ける理由はあり、被害回復の促進にもある程度効果があるのではないか。
- ・ 被害回復・宥恕等を減免の理由として制度化すると、むしろ被害者が被害弁償を受けることに慎重にならないか。
- ・ 現行法の酌量減輕や起訴猶予の運用では不十分なのか。また、量刑事情を明確化する意義はあるが、種々の量刑事情の中から被害者の関係だけを取り上げて制度化するのは、様々な事情を考慮して量刑を判断する枠組みが定着している実務には浸透し難いのではないか。
- ・ これは、被害者の保護・支援のための施策というよりは、ダイバージョンや修復的司法の問題ではないか。

第3 その他

検討事項1 公判手続における被害者情報の取扱い

一定の事件について、起訴状朗読の際、被害者を特定することとなる情報を朗読しないこととするなど、被害者に関する情報につき公判手続で特別の取扱いをする制度

問題の所在

- ・ 性犯罪の被害者の氏名等については、現行法の下においても、訴訟関係人の同意を得た上、仮名を用いるなどして法廷では公にしない運用が行われているが、これを制度化する必要はないか。

検討すべき課題

- ・ 被告人の防御権を実質的に害しないことが前提であるが、その限りで被害者の氏名等が公にされないことを明確にすることにより、被害者は安心して刑事手続に協力することができ、刑事司法制度に対する信頼も高まるのではないか。
- ・ 被害者の氏名等を公にしないことについては、裁判の公開原則や口頭主義との関係が問題となるが、これらの原則・主義は、被害者のプライバシー等の保護が特に必要な場合にまですべての情報を法廷で公にすることを求めるものではないのではないか。
- ・ 被害者は、告訴によりプライバシーの利益を一定の範囲で放棄していると考えられることもできようが、処罰を求めつつもなお公判段階では個人

情報を公にしないでほしいという要望も認め得る。

- ・ 起訴状朗読で被害者の氏名等の朗読を省略しても、その後の証人尋問等で当該氏名等が公にされると保護した意味が失われるが、証人尋問等で訴訟関係人の協力が得られない場合に、どのように実効性を確保するか。

検討事項 2 公判記録の閲覧・謄写に必要な「正当な理由」

犯罪被害者保護法3条（公判記録の閲覧及び謄写）に関し、単に「事実を知りたい」というだけでも閲覧・謄写を認めることとすべきか。

問題の所在

- ・ 現行法上、被害者による公判記録の閲覧・謄写は、民事訴訟の提起や意見陳述をする前提資料とする必要がある場合等には、「正当な理由」があるとは認められているが、単に「事実を知りたい」というだけで閲覧・謄写を認めることとすべきか。

検討すべき課題

- ・ 公判記録は、訴訟関係人以外が自由に閲覧できるわけではないという前提を維持する限り、特に必要性としての「正当な理由」を要求し、その上で更に「相当性」で絞るという現行法の要件の立て方には合理性があるのではないか。
- ・ 弊害がないのであれば、単に「事実を知りたい」という理由で閲覧・謄写を認めてもよいのではないか。
- ・ 「事実を知りたい」という被害者が求めているのは、多くの場合犯行の経緯や状況のことであり、被告人の生い立ちや前科を知ることまで常に「正当な理由」があると考えるのは適当ではないのではないか。

犯罪被害者等基本法の成立に当たって

犯罪被害者等基本法の規定内容に照らし、研究会における調査・研究はどのように位置付けられるか。

犯罪被害者等基本法との関係について

- ・ 研究会における調査・研究は、犯罪被害者の保護・支援の充実を求める声の高まりをきっかけに、法務省における調査・研究として進めてきたものであるが、今後、犯罪被害者等基本法の目的とする総合的かつ計画的な施策の推進のため、新たな調査・研究を要する可能性がある。その意味からも、これまでの研究会の調査・研究は「中間とりまとめ」の形で整理するのが適切ではないか。
- ・ 18条にいう「刑事に関する手続」には、矯正・保護分野を含め、多くの施策が含まれるが、研究会では、刑事裁判手続に関連する項目を中心に検討したので、その範囲で中間的にとりまとめることにした。

犯罪被害者等基本法に規定する基本的施策について

- ・ 研究会が検討事項の柱として採り上げた「被害者の刑事手続への関与の拡充」及び「刑事手続を利用した被害の回復」は、基本的施策においても、18条、12条で採り上げられており、「刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度」、「損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充」という施策の基本的な方向性は、研究会における調査・研究の内容と基本的な認識において同様であると考えられる。
- ・ 基本的施策のうち、刑事裁判手続に関するものについては、研究会における調査・研究において、論点を一通り検討することができたと思われるが、具体的施策の企画・立案に当たっては、本研究の成果を活用しつつ、更に検討を深めるべきである。
- ・ 研究会は、法制度とすることを中心に、主として法律的観点から検討してきたが、基本的施策として掲げられた事柄のうち、法整備を行うまでもなく制度の運用で改善が可能なものについては、できるものから随時これを行うべきではないか。